

ASK ニュース

Vol.0256

2017年7月18日(火)

担当：MS事業部 太田

ASKコンサルティング株式会社

〒460-0002 名古屋市中区丸の内3-22-21

損保ジャパン日本興亜名古屋ビル1F

TEL 052-971-1122 FAX 052-971-4488

<http://www.ask-consult.co.jp/>

預金者保護法

はじめに

キャッシュカードの偽造や盗難により預金を引き出される被害は後を絶ちません。預金者保護法は偽造・盗難カードによる被害を金融機関に補償するよう義務づける法律です。しかし全額補償されないケースも多々ありますので、一度確認をおきましょう。

偽造カード被害に対する補償

預金者保護法では偽造カードを用いて行われた預金の払い戻しを原則無効としています。例外的に以下の場合には補償を受ける事は出来ません。

- ①払戻しが預金者の故意によって行われた場合
- ②金融機関に過失が無く、預金者に重大な過失があった場合

預金者の重大な過失とは、暗証番号をカードに書き記している場合や第三者にカードを渡した場合等をいいます。

盗難カード被害に対する補償

盗難カードによる被害額の補償を求めるには、次の要件を満たしている必要があります。

- ①預金者が盗難の事実を速やかに金融機関に通知した事
- ②金融機関において盗難の状況を説明した事
- ③警察に盗難の届出を出している事

ここで問題になるのは、補償の対象は盗難の届出を出している場合に限られるという事です。

誤って紛失の届出を出すと補償対象外になってしまいますのでご注意ください。

また、暗証番号を生年月日にする等、預金者に重大な過失がある場合には補償額が4分の3に減額される可能性もあります。

銀行による自主ルール

預金者保護法では個人のキャッシュカードのみを補償の対象としていますが、全国銀行協会では個人の盗難通帳やネットバンクでの不正送金についても補償を行うという自主ルールを策定しました。内容は預金者保護法に準じ

- ①銀行への被害事実の届出
- ②銀行への届出
- ③警察署への被害の申し出

を要件とし、預金者に過失が認められる場合には一部の補償を行わないとするものです。

また法人口座についても自主ルールによって補償がされています。こちらは各銀行の経営判断とされていますので、注意が必要です。

おわりに

預金者保護法で問題になるのは「預金者に重大な過失があったかどうか」です。推察されやすい暗証番号は避けるようにしましょう。